（別紙Ａ）

**「令和６年度　旅行サービス手配業旅行業法遵守状況自己点検表」**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　点検年月日　　　　　　 　年　　　　月　　　　日

点検実施者氏名

※点検実施者は、当該営業所で選任された旅行サービス手配業務取扱管理者としてください。

【旅行業者名】

【登録番号】奈良県知事登録旅行サービス手配業第　　　　　号

【営業所名】

|  |  |
| --- | --- |
| 点　検　項　目 | 点検結果 |
| **１．旅行サービス手配業務に関する契約について**①旅行サービス手配業務に関し、契約を締結したときは、旅行業法施行規則第４９条に記載のある事項を網羅した書面を交付しているか。※書面の交付は、年間契約等の基本的な契約の締結及び都度発生の契約等数種の書面によって満たすことも認められる。 | 良・不良 |
| ②インターネットを利用して旅行サービス手配業務を行う場合であって、書面を電磁的方法で交付する場合には、予め旅行サービス手配業務に関し取引をする者の承諾を得ているか。 | 良・不良 |
| **２．旅行サービス手配業務取扱管理者について**①旅行サービス手配業務取扱管理者は、以下のいずれかに該当する者であるか。（１）旅行サービス手配業務取扱管理者の登録研修機関が実施する旅行サービス手配業務取扱に関する研修の過程を修了した者（２）総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱管理者試験の合格者 | 良・不良 |
| ②旅行サービス手配業務取扱管理者は、５年ごとに旅行サービス手配業務取扱管理者研修の登録研修機関が実施する研修を受講しているか。 | 良・不良 |
| ③選任されている旅行サービス業務取扱管理者の氏名等　・氏名　　　　　　　　　　　、　　合格（認定）番号　　　　　　　・氏名　　　　　　　　　　　、　　合格（認定）番号　　　　　　　 |  |
| **３．証明書の交付と掲示等について**①旅行サービス手配業務取扱管理者証を交付しているか。　　また、旅行者の請求に応じて旅行サービス手配業務取扱管理者証を提示させているか。 | 良・不良 |
| 　②管理者証発行簿を整備しているか。 | 良・不良 |
| **４．緊急時の対応等について**①緊急時の業務分担、社内及び事故報告等関係機関への連絡体制が整っているか。 | 良・不良 |
| ②上記について、役員・従業員等に周知しているか。 | 良・不良 |
| ③苦情相談の窓口は定めているか。　また、苦情に係る事情と解決の結果等について、社内で周知しているか。 | 良・不良 |
| **５．旅行業法に基づく都道府県知事への届出について**登録事項に変更があったときは、その日から３０日以内に登録事項変更届を、都道府県知事に提出しているか。 | 良・不良 |
| **６．禁止事項への関与等について**①旅行サービス手配業登録の名義を他人に利用させていないか。 | 良・不良 |
| ②旅行サービス手配業務に関し取引をする者に対して、取引に関する重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしていないか。 | 良・不良 |
| ③旅行サービス手配業務に関し取引をした者に対し、債務の履行を不当に遅延する行為を行っていないか。 | 良・不良 |
| ④不健全旅行や模倣品購入等に関与していないか。 | 良・不良 |
| ⑤貸切バスを利用した旅行において、白ナンバーバスの利用、交代運転者の要否、営業区域外の運行、停留場所の選定等他法令に違反する行為に関与していないか。 | 良・不良 |
| ⑥貸切バス事業者との間の運送申込書／引受書を保存しているか。貸切バスの運賃・料金は下限額を下回っていないかを確認するとともに、運行終了後に必要に応じて正しく精算をしているか。また手数料等の記載内容を、十分に確認しているか。 | 良・不良 |
| ⑦貸切バス事業者から手数料等を収受している場合は、その額又は率を記載しているか。また、手数料等によって安全コストを割っていないことを書面等にて確認しているか。 | 良・不良 |
| ⑧いわゆる薬事法やいわゆる景品表示法に違反した物品の販売に関与していないか。 | 良・不良 |
| ⑨上記の他、その他法令に違反する行為を行っていないか。 | 良・不良 |
| ⑩上記の他、旅行業法に規定する禁止行為を行っていないか。 | 良・不良 |
| ⑪個人情報は保護されているか。 | 良・不良 |

（注意事項）

１．令和６年度の自己点検は、令和７年１月２２日（水）までに行って下さい。

２．点検結果は、いずれかを○で囲んで下さい。点検を実施する営業所における旅行業務につい

て、点検項目が該当しない場合には点検結果欄に斜線をして下さい。

３．自己点検表は、点検実施後、**２年間保管**して下さい。

　（「主たる営業所」にあっては全営業所の点検結果、その他の営業所にあっては当該営業所の

点検結果を保管して下さい。

４．点検結果が不良であった事項については、直ちに改善措置を講ずるとともに、『概要』及び『改

善結果』を別紙（様式は適宜）に記載して下さい。